

答 申

第 1 審査会の結論

「請求者に関する県教委と顧問弁護士法律相談事項（平成 14 年度）」に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、宮城県教育委員会が行った決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例（平成 18 年宮城県条例第 12 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成 18 年 4 月 10 日付け教第 11 号で行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件処分を取消し、非開示の部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 争訟に関する情報であり手の内を明かすことになるとの指摘であるが、開示された箇所も同様である。おそらく事実に関する事柄は、開示して、事実と意見・判断の混じり合う部分は分離せずに非開示にしていると推量される。訴訟に関する手の内情報であるから、見せたくないを実施機関が判断すれば裁量で見せる部分と見せない部分を決めることができるのではなく、開示すべき箇所と開示できない箇所を条例の要請に基づき、規準をもってしゅん別することが肝要である。その観点で見ると、非開示部分にも開示されるべき個人情報も多く存在するはずである。
- (2) 意見・判断とされる個人情報であっても、ほとんどの情報が開示されている現状がある。 文書が全部開示され、研修センター調査報告書も意見・判断まで全て開示されている。
- (3) 人事に関する情報であっても、秘匿すべき個人情報ではない。人事情報はほとんどが開示されている現状がある。

(4) 研修に関する情報であっても、秘匿すべき情報とは限らない。インターネットに公開している個人情報に関する建議において、実施機関は研修者と研修情報を共有する重要性を建議委員に確約している。

(5) 職員の出張報告を作成した文書は非開示情報に当たらない。上司に疎明を行った文書も開示情報である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

非開示部分が公開された場合、訴訟方針等「争訟」に係る事務に関し、県の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある。具体的に明らかなどころでは、現在異議申立人が申立てしている 不服申立てに影響し、実施機関の利益を損なう。

異議申立人はこれまでの状況から、今後も実施機関等に対し種々の訴訟を提起する可能性が否定できず、また、異議申立人に限らず訴訟提起があった場合、訴訟の相手方に訴訟活動の検討経過を明らかにすれば著しい支障を生じることが自明であり、業務の目的が達成できなくなる。

また、見解が公開されることを懸念する弁護士からは、率直な意見を得られなくなるなど、弁護士との信頼関係を損ない法律相談業務に関して著しい支障を与えるおそれがある。(以上、条例第18条第1項第6号口該当)

さらに職員の勤務状況等の「評価」や職員の任免や処分等の「人事管理」に係る事項について、公開されることを懸念する関係職員や弁護士から率直な意見や判断を得られなくなり、客観的な情報収集が必要な当該事務に著しい支障を生じ、将来の同種の事務に関して目的を達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。(以上、条例第18条第1項第6号八及びホ該当)

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原

則開示の理念の下に解釈，運用されなければならない。

審査会は，この原則開示の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は，次の行政文書（以下，これらを一括して「本件行政文書」という。）に記載された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

(1) 平成 年 月 日付け復命書

当該文書は，イ異議申立人が提起し当時係争中の訴訟に関し，平成 年 月 日に実施機関の法律顧問である 弁護士（以下「 弁護士」という。）に法的観点からの見解を聞いた結果をまとめた一覧表（項目に「 事件」，「 事件」，「 事件」，「全般的事項」と記載され，それぞれに対応する「相談事項」欄と「 弁護士見解」欄がある。）と，ロ 弁護士の見解に基づき，訴訟，サービス上の指導，人事管理等に関する当面の対応案伺いをまとめた部分から構成されている。

このうち，イ中の「相談事項」欄，「 弁護士見解」欄及びロ中の対応案が非開示とされている。

(2) 平成 年 月 日付け法律相談記録

当該文書は，実施機関の法律顧問である 弁護士（以下「 弁護士」という。）他1名の弁護士に対して，異議申立人の職場や研修での や訴訟経過につき法律相談をした内容と， 弁護士からの異議申立人の行為の人事上・法令上の評価，今後の人事管理や人事手続き上の注意事項及び訴訟における宮城県側の今後の方針等についての見解が記録されている。

このうち，法律相談をした内容と上記弁護士の見解が非開示とされている。

(3) 平成 年 月 日付け復命書

当該文書は，イ異議申立人の の人事上の評価と今後の人事管理や人事手続き上の注意事項等について平成 年 月 日に 弁護士から法的見解の教示を受けたいとする事項をまとめた部分，ロ 弁護士への説明用に異議申立人の提訴状況をまとめた部分及びそれらの訴訟への対応方針・人事管理方針を記載した部分，ハ平成 年 月 日の相談での前記イの事項に対する 弁護士の見解部分から構成されている。

このうち，イ及びハの全部と，ロのうち訴訟への対応方針・人事管理方針部分が非開示とされている。

(4) 弁護士相談事項

当該文書は、イ異議申立人の に対する人事管理等について 弁護士 に対して行った法律相談の内容をまとめた部分、ロ 弁護士が作成した異議申立人の に対する宮城県の評価や人事管理及び訴訟への対応方針等についての 弁護士の見解を記載した回答書とその送り状、ハ 弁護士あての前記ロに対応する相談事項を記載した書面とその送り状から構成されている。

このイからハのうち表題や送り状を除く全部が非開示とされている。

3 条例第18条第1項第6号該当性について

条例第18条第1項第6号は、その柱書きで「県の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」は当該個人情報を開示しない旨規定し、同号ロ、ハ及びホで次のとおり例示している。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な事務に支障が生ずるおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

実施機関は、条例第18条第1項第6号ロの該当性について、次のとおり主張する。

(1) 本件行政文書の非開示部分が公開された場合、訴訟方針等「争訟」に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある。具体的に明らかなところでは、現在異議申立人が申立てしている不服申立てに影響し、実施機関の利益を損なう。

(2) 異議申立人はこれまでの状況から、今後も実施機関等に対し種々の訴訟を提起する可能性が否定できず、また、異議申立人に限らず訴訟提起があった場合、訴訟の相手方に訴訟活動の検討経過を明らかにすれば著しい支障を生じることとは自明であり、業務の目的が達成できなくなる。

(3) 見解が公開されることを懸念する弁護士からは、率直な意見を得られなくなるなど、弁護士との信頼関係を損ない法律相談業務に関して著しい支障を

与えるおそれがある。

このことを踏まえ、審査会において実施機関から本件行政文書の提示を受け、インカメラ審理を行ったところ、本件行政文書中の非開示情報は本件開示請求に係る請求者を本人とする個人情報であり、また、これらの個人情報は弁護士との法律相談に関するもの、あるいはそれと一体となった対応方針に関するものであった。さらに、異議申立人と県との間においてこの法律相談の対象事項と同一あるいは密接に関連する事項につき争訟が継続していることを踏まえると、実施機関の主張どおり争訟に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件行政文書中の非開示情報は、条例第18条第1項第6号口に該当し、非開示とすることが適当である。

また、実施機関は、「職員の勤務状況等の「評価」や職員の任免や処分等の「人事管理」に係る事項について、公開されることを懸念する関係職員や弁護士から率直な意見や判断を得られなくなり、客観的な情報収集が必要な当該業務に著しい支障を生じ、将来にわたる同種の業務に関して目的を達成できなくなり、又はこれらの業務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。このことから、条例第18条第1項第6号八及びホに該当する」と主張するが、前記のとおり条例第18条第1項第6号口に該当すると認められることから、同号八及びホの該当性を論ずるまでもない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象個人情報につき、部分開示を決定したことは妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表1のとおりである。

別表 1

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18. 5 . 12	○ 諮問を受けた。(諮問乙第21号)
18. 5 . 24 (第95回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 6 . 14 (第96回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 6 . 22	○ 異議申立人から意見書を受理した。
18. 7 . 12 (第97回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 8 . 18 (第99回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 9 . 12	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
18. 9 . 15 (第100回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 9 . 29 (第101回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 10 . 11 (第102回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 11 . 20 (第103回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成19年1月19日現在)

氏名	区分	備考
井 坂 正 宏 い しか まさ ひろ	学識経験者	
小 野 敬 子 お の けい こ	個人情報の保護に造詣の深い者	
佐々木 洋 一 さ さ き よう いち	法律家	会長
たま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	
なる せ ゆき のり 成 瀬 幸 典	学識経験者	会長職務代理者

(五十音順)